

消防団協力事業所表示制度Q & A

この制度に関する疑問、質問にお答えします。

Q 1 制度が始まった理由は？

A 消防団は地域防災の中核的存在ですが、約200万人いた消防団員が今では90万人を割ろうとしており、全国的な問題となっています。

そのため、消防団の活性化を図るためには、消防団員の約7割（高松市では約6割）が被雇用者であることから、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要であり、事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得ることが必要であることから、総務省消防庁でこの制度の普及を強く推進しています。

Q 2 「消防団協力事業所」として認められた場合は？

A 「高松市消防団協力事業所表示証」が交付され、取得した表示証を社屋に表示できるほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小し、ホームページ、パンフレット、ポスター等に掲載し、自社の社会貢献を対外的にPRすることができます。

また、市の広報やホームページにも事業所が広く紹介されるため、消防団活動に協力することを通して社会貢献していることが市民に周知され、事業所のイメージアップにもつながります。

Q 3 協力事業所としての認定基準はあるのですか？

A 〔高松市消防団協力事業所認定基準〕

消防法令に違反がなく、次のいずれかに該当していること

- 1 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
- 2 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 3 災害時等に当該事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認める事業所等

Q 4 私の事業所には高松市消防団〇〇分団に1名、△△分団に1名が入団していますが、認定を受けることができますか？

A 従業員が高松市消防団に2名以上入団していれば、認定基準を満たします。

Q 5 私の会社は、市内に複数の店舗を展開していますが、全店舗の従業員を合せて入団数が2名となります。この場合、表示を受けることができますか？

A グループ企業の場合は、総括本部等がまとめて申請することができ、ご質問のような場合でも認定基準を満たします。

ただし、この場合の表示証の交付は、総括本部掲示用の1枚のみとなります（自社広告等に表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものを印刷し、各店舗に掲示することはできません。）。

Q6 アルバイトは、従業員として解釈してよろしいですか？

A 非正社員等の別は問題ありませんが、短期雇用者は除きます。

Q7 「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」とは、具体的にどのような場合ですか？

A 具体的な例としては

- 1 勤務時間中に出動・訓練等に関する配慮をしている事業所等
- 2 消防団活動を行う際に、賃金等をカットしない等の配慮をしている事業所等
- 3 消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように内部規程などで定めている事業所等の場合です。

Q8 「災害時等に当該事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等」とは、具体的にどのような場合ですか？

A 具体的な例としては

災害時等における消防団に関する協定や覚書等を高松市と締結し、消防団活動に係る資機材を提供する等の協力をしている事業所等の場合です。

この場合、特に、資機材を購入しておく必要はありません。常に事業所が、保有している物品（建築工具類、重機、車両及び消火器など）を、大規模災害や近隣の火災等が発生した場合、消防団の活動に提供することでかまいません。

Q9 私の事業所には消防団員もいなく、資機材もありますが、何か協力できますか？

A 「その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること」が認定基準とされています。

具体的な例としては、地元の消防団の訓練場所として事業所敷地や建物の一部を提供することも、協力事業所としての認定要件となります。

Q10 「その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している」で、地元の消防団の訓練場所として事業所敷地や建物の一部を提供しているの他には、何かありますか？

A 具体的な例としては

従業員の消防団員は1名ですが、高松市消防協力隊に登録している事業所等の場合です。

Q11 「高松市消防協力隊」に登録している事業所等とは、どのような事業所等ですか？

A 大規模な火災その他災害に際し、事業所周辺地域の被害の軽減を図るため、消防機関の協力の要請に応じて消防活動（動力消防ポンプ設備が必要となります。）を行う自衛消防隊を組織し、高松市と協定を締結している事業所です。

協力隊についてのお問い合わせは、消防局消防防災課（Tel861 - 1550）までお願いします。

Q12 「事業所」又は「その他の団体」とは？

A 事業所とは、民間企業等における個々の本店、支店等です。

会社組織に限らず、その他の団体でも表示を受けることができます。ただし、表示証を掲示することができる事務所等を構えている必要があります。

具体的な例としては、各種学校、各種協同組合、特殊法人などです。

Q13 表示証をホームページ等に掲載する場合の注意点はありますか？

A ホームページ等に掲載する際には、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小するか、マーク・消防団協力事業所・交付市名・年月のみの表示もできます。

また、電子媒体を活用してマークを掲載する際には、コピーが容易にできないように画像複製防止策としてのHTML暗号化や電子透かし等の処理を講じてもらうこととなります。

Q14 申請・推薦にあたっての費用は必要ですか？

A 費用は必要ありません。また、認定された場合に交付される表示証についても、費用の必要はありません。

Q15 認定されるための手続きは？

A 認定基準に該当する事業所から申請書が提出された場合、又は消防団活動を支援する自治会長等から推薦書が提出された場合に、高松市において認定審査を行い、協力事業所として適合すると認められれば認定します。

推薦の場合、改めて事業所等からの申請書の提出の必要はありません。

手続きについては、消防局総務課（Tel861-2502）までご相談ください。

Q16 表示証の有効期間は？

A 認定の基準に該当しなくなった場合を除き、表示証の交付を受けた日から2年間で、表示の継続の意思がある場合には、更新手続きをすることができます。